

相続財産の取得費

父から相続した不動産を売却したが、当該不動産は相続税の課税対象とされていたため、その相続税評価額を取得費として譲渡所得の計算を行っていいか？

【土地等譲渡所得】



<https://ameblo.jp/matsui-jicpa/entry-12845104687.html>